

令和 8 年度 事業計画

一般社団法人神奈川県トラック協会

第 1 基本方針

世界情勢の不安定化に伴うエネルギー価格や物価の高止まりが続き、燃料費の上昇やドライバー不足、働き方改革への対応など、様々な要因が輸送コストを押し上げている。一方で、軽油引取税の暫定税率撤廃による燃料費負担の一部軽減が期待されるものの、価格転嫁は依然として進まず、トラック運送業界の経営環境は厳しい状況が続いている。

そのような中、令和 8 年度は、「改正物流法」や「トラック適正化二法」の施行を契機として、取引環境の適正化やドライバーの適正な賃金確保に向けた取り組みが本格的に進展するなど、物流を取り巻く環境が大きく変化する節目の年である。

「改正物流法」では、役務の内容・対価等を記載した書面交付や実運送管理簿の義務化などに加え、本年 4 月からは大手荷主等に対する中長期計画の作成及び物流統括管理者選任が義務付けられる。昨年 6 月に議員立法により成立した「トラック適正化二法」では、委託次数の制限及び違法な「白トラ」の利用に係る荷主等への規制強化が本年 4 月より施行される。事業許可の更新制及び適正原価制度の導入についても令和 10 年の施行に向けた取り組みが進められているところである。加えて、「取適法（中小受託取引適正化法。旧下請法）」では、規制対象に特定運送委託が追加され、一方的な運賃・料金の決定の禁止など、より公正な取引環境の整備が図られていく。さらに輸送の安全確保、運送事業の適正化、労働環境の改善等の取組みに必要不可欠な「運輸事業振興助成交付金」について、財源となる軽油引取税暫定税率廃止後も制度を維持できるよう早期成立を目指した法改正が進められている。

以上の状況を踏まえ、神奈川県トラック協会では、「あたりまえを、変えるとき。」をテーマに掲げ、これまでの商慣行などの“あたりまえ”を見直し、取引環境の適正化や労働環境の改善等に取り組む。そのうえで、引き続き会員重視を基本とし、事故防止対策、トラック適正化二法の周知等を最重点項目として、次に掲げる第 2 重点施策、第 3 委員会及び部会活動を展開することとする。併せて、事業を適正に実行するため、透明性、公平性、効率性の確保にも努める。

第2 重点施策

●経営基盤の確立【(1)～(6) 税制金融委員会, (7)・(8) 経営改善委員会】



- (1) 運輸事業振興助成交付金制度の維持及び自動車関係諸税の簡素化・軽減の実現に向けて政府与党等に対し要望活動を展開するとともに、営業用トラックに対して新たな税負担となるような議論が生じた場合には、全ト協と連携を図り活動を行う。
- (2) 貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（トラック適正化二法）に係る事業許可の更新制等について適切に対応するとともに、標準的運賃の活用等による適正運賃・料金収受の推進を図る。また、中小受託取引適正化法（取適法）等関係法令の周知啓発を行う。
- (3) 会員事業者の経営安定に資するため、近代化基金推薦融資等の金融支援策に努める。
- (4) 大口・多頻度割引の実質50%割引への拡充・恒久化並びに高速道路料金等の更なる割引等の拡充及び渋滞対策等に資する料金・割引制度の実現について、関係団体と連携して行政機関等へ要望活動を実施する。
- (5) 燃料高騰対策の促進に向け、燃料サーチャージ導入に向けた施策を展開するとともに、全ト協と連携して政府与党等に対し燃料高騰に対する支援策の継続を強力に要請する。
- (6) 会員事業者に対する「SDGs」の取組みの周知啓発を通じて、SDGsに積極的に取り組む会員の増加を目指す。
- (7) 会員事業者の事業承継に係る課題について引続き対応策を講ずる。また、物流DXによるIT活用の推進を図ることで事業者の生産性向上を支援し、AI技術等を活用した物流の効率化等の推進に努める。
- (8) トラック適正化二法に係る適正原価の策定を見据えた上で、策定までの間は引き続き「標準的運賃」の収受に向けた環境整備を図り、積極的な活用を促進するための諸施策を展開する。併せて、原価管理の徹底等による適正なコスト収受等転嫁対策を推進するため、セミナー開催等の諸施策を講じる。また、更なる荷主対策の深度化を推進するため、引き続き荷主団体等への「標準的運賃」等に対する啓蒙活動を展開する。

●労働・衛生対策【労働衛生・ブロック事業委員会】



- (1) 運転者の健康状態に起因する事故防止及び健康増進・メンタルヘルス対策並びに健康経営の推進を図るため、健康診断受診率の向上や診断結果のフォロー等に寄与する施策を拡充する。
- (2) 労働・衛生に関する法令等の啓発活動や、会員事業者の取組に関する支援を推進する他、トラック輸送における取引環境・労働時間改善神奈川県地方協議会と連携し、荷主等に向けた啓発活動を展開する。
- (3) 労働・衛生対策に関する事項を全日本トラック協会と連携して推進する。
- (4) 経営者(管理者を含む)を対象に、労務に関する知識の向上対策、労働災害防止の啓発活動を推進する。

●交通安全事故防止対策【交通環境委員会】



- (1) 「トラック事業における総合安全プラン2025」の次期プランの基本目標並びに数値目標を早期に達成するとともに、輸送の安全確保を図るため、各種施策を積極的に推進する。
- (2) 交通安全対策の基本である運転者等に対する交通安全教育の強化を図るため、諸事業を強力に推進する。
- (3) 交通事故防止を推進するため、ドライブレコーダーを含む安全機器等の普及拡大を図るとともに、機器の有効活用を更に促進する。
- (4) 飲酒運転根絶に向けた取り組みを強化するほか、重大事故を引き起こす悪質違反の撲滅を図るとともに、運転者の安全意識と運転技能の更なる向上に努め、ヒューマンエラーの防止を図る。また、重大事故に繋がる交差点事故並びに追突事故における交通事故防止対策を推進する。
- (5) 車輪脱落事故防止対策を推進するため、各種施策を積極的に展開する。
- (6) 一般県民等の交通安全に対する意識の向上を図るため、トラックを使用した交通安全教室等の社会貢献活動を実施する。
- (7) 全ト協が実施する交通安全並びに環境対策の諸事業と連携を図る。
- (8) 道路環境改善検討会(交通環境小委員会)において、交通事故等の発生要因である道路構造等についての要対策箇所を検討するとともに、「神奈川県安全性向上委員会」等と連携し、道路環境の改善を図る。

●人材確保対策【経営改善委員会】



- (1) 大型免許等資格取得に対する助成事業を継続して実施するとともに、保有者人口の減少が著しい大型免許取得に掛かる普及啓発に努める。また、特定技能制度による外国人ドライバー等多様な労働力の確保、定着並びに育成を図るため、各種研修会及びパソコン教室等を実施する。
- (2) 労働力確保対策として、ハローワークと連携し「貨物自動車運転手の合同面接会」を実施するほか、ハローワークが求職者向けに行う運輸業セミナー等を通じて、採用促進に向けた取組みを強化する。
- (3) 若年層に向けた労働力確保対策として、県立高校を対象に物流出前授業及び県立高校生学習活動コンソーシアムの活動を通じ、トラック運送業界のPRを積極的に実施する。
- (4) トラック運送業界の労働力不足の実態を調査し把握する。

●適正化事業対策【適正化事業推進委員会】



- (1) 適正化事業の推進にあたり、行政等との連携を密にして各種関係法令の改正等を含む周知徹底と輸送の安全確保に向けた指導内容の充実強化を図る。巡回指導は、総合評価がD及びE評価となった事業所を重点化して実施するとともに、事業者から収集した悪質な荷主等の情報をGメン調査員よりトラック・物流Gメンへの提供、荷主パトロールの合同実施を通じて、荷主等への是正指導に繋がるよう連携強化を図る。また、指導員による「巡回指導マニュアル」に基づいた事業者へのより有効な改善指導に努めるとともに、効率的な適正化事業を行うため「適正化情報処理システム」を有効に活用する。
- (2) 巡回指導の結果、C及びD・E評価となった事業所を対象とした「フォローアップ研修会」については、事業所の実態に合わせた改善方法等を模索して巡回指導評価の向上を図ることに加え、Gマーク取得などを目的としたさらなるステップアップを目指す事業者を対象に、充実した研修会となるよう企画開催する。
- (3) 安全性評価事業については、「新たな認定取得推進計画」(3ヵ年)の最終年に当たることから、目標達成に向けた施策を強化するとともに、更なる新規申請事業所の掘り起こしと更新対象事業所の確実な認定取得の

ため、Gマーク申請事業所向け説明会の開催など、早い段階からきめ細かい認定取得支援を行う。また、行政によるGマーク長期認定継続事業所への表彰制度に対しても積極的な推薦とともに、従来から協会が独自に行っている「長期認定事業所顕彰」も引き続き実施する。

- (4) 運送事業者のコンプライアンス実務の再確認をしてもらうため、「初任運行管理者を対象とした実務研修会」を始めとした研修会を開催する。また、会員事業者が利用しやすい相談窓口の設置や、きめ細かい出張相談等について、事業者がより有効活用できるよう、ホームページの活用を含めた事業者への告知方法等を検討するなど、事業者の良きアドバイザーとして内容の充実を図る。また、適正化ホームページによる最新の情報発信や帳票類・教育動画等を含めた教育関連資料等の充実に努める。
- (5) 輸送の安全確保並びに関係法令等の遵守徹底を期すとともに、荷主企業等の理解を図るための「物流セミナー」や「適正化研修会」等について、法改正等の時事的・実践的なテーマにて企画開催する。運輸行政と連携して、荷主企業等に対し令和8年4月1日より順次施行されるトラック適正化二法など最新の法改正への理解促進を図るための環境整備を推進する。また、国土交通省告示(第1366号)指導・監督の指針に基づく12項目の運転者教育について、引き続きワースト項目の上位に常時位置することから、効果的な取組みが推進されるよう適切な指導に努める。

●環境対策【交通環境委員会】



- (1) GXの実現に向けた環境対応車の導入促進並びに助成等の支援事業を実施する。
- (2) 全ト協が策定した「トラック運送業界の環境ビジョン2030」の環境改善対策を推進するとともに、グリーン経営認証制度の普及拡大を図るため、各種施策を積極的に推進する。
- (3) 車内ゴミのポイ捨て防止に係る対策を積極的に推進し、運転者のマナー及びモラルの向上を図る。
- (4) 地球温暖化防止並びに大気汚染防止に効果があり、事故防止、コスト削減にも有効なエコドライブの更なる普及促進を図るため、エコドライブ講習会を開催する。

- (5) エコドライブに必要な日常行う車両の維持管理方法等を習得するため、日常点検講習を開催する。
- (6) 関係機関と連携し、一般県民等に業界が取り組んでいる環境対策等を広範的に周知する。

●災害対策の推進【総務企画委員会】



各自治体との緊急災害時における救援物資輸送に関する協定の確実な履行を目指し、協力事業者による緊急物資輸送体制の充実強化を図る。

●会員サービスの充実強化及び会員加入促進対策

【総務企画委員会、労働衛生・ブロック事業委員会】



会員事業者への各種事業の周知やサービスの提供に当たり、各ブロックと連携の上、その充実強化に努めるとともに、会員の加入促進に努める。

●広報の充実強化【広報委員会】



- (1) 日本の経済活動に不可欠なトラック輸送の果たす役割と重要性の理解促進、並びに業界のイメージ向上を図るため、積極的な情報発信に努め、上部団体と連携し、多彩なメディアを活用した広報活動の最適化を推進する。
- (2) 10月9日「トラックの日」を中心にPR活動を実施し、業界として取り組んでいる交通安全事故防止並びに環境保全対策・人材確保に係る活動等について、一般社会へ積極的且つ分かりやすくPRする。
- (3) 地域社会との共生を図るため、ブロックの広報活動を支援し、広報事業の充実強化を図る。
- (4) 会員事業者をはじめ、荷主や一般社会に対し、有益な情報提供と啓発が不可欠であるため、関係機関・上部団体並びに各委員会・部会等と連携し、広報委員会は情報発信の中核としての役割を担う。
- (5) トラック運送業界の動向及び神奈川県トラック協会の活動等を機関誌やホームページ・SNS上での的確にアナウンスするとともに広く一般県民にも周知する。

また、アナウンス方法については、SDGsを推進し、更なるGX・DX化を図る。

(6) 新入学児童等に対し、交通安全を普及啓発する。

●公益目的支出計画の適切な推進【総務企画委員会】



一般社団法人における組織運営を円滑に進めるため、公益目的支出計画を含めた事業全般の検証を行い行政庁へ報告する。

●大規模修繕の対応【大規模修繕対応特別委員会】



「神奈川県トラック総合会館」における大規模修繕を円滑に進めるため、その内容について検討する。

第3 委員会及び部会活動

重点施策の方針に基づき、令和8年度における委員会活動及び部会活動は、次の諸事項について推進する。

常任委員会

1. 総務企画委員会

- (1) 協会組織運営の円滑化を図るため、諸規定類の整備を行い、権限・決定過程・執行結果等の明確化及び情報開示について推進する。
- (2) 協会の事業計画の策定及び事業報告書並びに公益目的支出計画実施報告書を作成する。
- (3) 協会事業の収支予算書及び収支計算書並びに財務諸表を作成する。
- (4) 公益目的支出計画遂行に向けて、短期的・中長期的な計画を策定・推進する。
- (5) 災害時における緊急輸送を円滑に行うため、啓蒙活動や各種取り組みを実施する。
- (6) 新たな会員サービスのあり方について検討し、協会運営の円滑化を図る。
- (7) 新規許可事業者並びに未加入事業者への協会加入促進を図る。
- (8) 次代を担う若手経営者の育成に努めるとともに、その中心となる青年部会活動について支援をする。
- (9) 会議のペーパーレス化をはじめとするデジタル化を推進する。

- (10) その他、協会の運営に関する事項、並びに他の委員会に属さない事項を取り扱う。

2. 税制金融委員会

- (1) 運輸事業振興助成交付金制度の維持及び自動車関係諸税の簡素化・軽減の実現に向けて政府与党等に対し要望活動を展開するとともに、営業用トラックに対して新たな税負担となるような議論が生じた場合には、全ト協と連携を図り活動を行う。
- (2) 貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（トラック適正化二法）等に係る事業許可の更新制等について適切に対応するとともに、標準的運賃の活用等による適正運賃・料金収受の推進を図るため、会員事業者への情報周知等を展開する。また、改正流通業務総合効率化法及び改正貨物自動車運送事業法、中小受託取引適正化法（取適法）等関係法令の周知啓発を行う。
- (3) 近代化基金推薦融資及び信用保証料助成事業の実施
- ① 会員事業者の近代化・合理化及び環境・省エネ対策を推進するため、最新排出ガス規制適合車等の導入に必要な設備資金融資に対する利子補給を行う。
 - ② 会員事業者の経営の安定に資することを目的に、会員事業者が各信用保証協会のセーフティーネット保証等の保証を受ける際に支払う保証料の助成事業を実施する。
- (4) 高速道路通行料金の割引の拡充等の実現
- ① トラック輸送が国民生活と経済のライフラインとしての機能を果たすため、大口・多頻度割引の実質50%割引への拡充・恒久化について、関係団体と連携し要望活動を実施する。併せて、NEXCOが管理する全ての一般有料道路を大口・多頻度割引の対象に含めるよう要望する。
 - ② 道路整備特別措置法及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の一部を改正する法律により料金徴収期限が最長で令和9年9月までとなることを踏まえ、より一層の利用者重視の観点から、料金水準の引き下げについて関係団体と連携し要望活動を実施する。
 - ③ 一般道や混雑する高速道路から通行量の少ない高速道路への転換を促すための料金・割引制度新設へ向け関係団体と連携し要望活動を実施する。
 - ④ 会員事業者における首都圏高速道路の利用実態について引き続き調査・検討を行い、要望活動へ反映する。
 - ⑤ 特殊車両通行許可制度並びに特殊車両通行確認制度に関し、大型車通行適正化に向けて会員事業者に周知・徹底を図る。
- (5) 燃料対策等の促進
- ① 「燃料サーチャージ」の推進に努めるとともに、改正「標準的な運賃」の導入に絡めた利用等による適正な運賃・料金の収受に関して、主要荷主団体等の理解への積極的な要請に努める。
 - ② 全ト協と連携して政府与党等に対し、燃料高騰に対する支援策の継続を

強力に要請する。

- (6) 会員事業者に対して「SDGs」の取組みの周知啓発を通じて、SDGsに積極的に取り組む会員を増加させるべく、神奈川県が推奨する「かながわSDGsパートナー」への登録を支援する。
- (7) 会員事業者のため、経営改善委員会と協力して、標準的運賃や取適法、燃料問題等幅広い相談内容に対応できるよう窓口を定期的に開設する。

3. 経営改善委員会

(1) 経営基盤確立並びに適正なコスト収受転嫁対策の推進

- ① トラック適正化二法に係る適正原価の策定等を踏まえ、策定までの間は引き続き「標準的運賃」の収受に向けた環境整備を図り、積極的な活用を促進するための諸施策を展開する。併せて、原価管理の徹底等による適正なコスト収受等転嫁対策を推進するため、セミナー開催等の諸施策を講じる。また、更なる荷主対策の深度化を推進するため、引き続き荷主団体等への「標準的運賃」等に対する啓蒙活動を展開するとともに、会員事業者のため税制金融委員会と協力し、標準的運賃に限定しない幅広い相談内容に対応できるような窓口を定期的に開設する。
- ② 会員事業者の事業経営に係る相談窓口として、「法律相談」を実施する。
- ③ 全ト協と連携し事業承継の方法や好事例を周知するとともに、セミナー及び個別相談窓口を開催し、会員事業者の円滑な事業承継に寄与する。
- ④ 総合物流施策大綱に基づき、会員事業者の実車率の向上を図るため中継輸送・共同輸配送について、会員事業者に周知する。また、中小トラック事業者における業務効率化・生産性向上のための物流DXの取組みの促進や効果的な取り組み方策及び成功事例等の周知を行う。更に、輸送効率向上とデジタル化を促進するため、関係団体と連携し求荷・求車情報ネットワークの普及促進に努める。
- ⑤ 中小トラック運送事業者における輸送の安全確保の根幹を成す運行管理について、安全性の向上、労働環境の改善、人手不足の解消等に資する情報通信技術の活用を推進する。また、情報通信技術を活用した自動点呼並びに遠隔点呼の普及促進により、運行管理の高度化・効率化を図る。

(2) 労働力確保対策並びに人材育成の推進

- ① 事業経営に有効な人材を養成するため、管理業務に必要なソフトの習得・活用を中心としたパソコン教室を開催する。
- ② 会員事業者における人材養成を支援するため、大型免許等の業務用免許を対象とした「免許・資格取得助成事業」を実施する。
- ③ 19歳でも大型免許等取得可能な「特例教習制度」の活用を図るよう周知に努めるとともに、神奈川県内での保有者人口の減少が著しい大型免許取得に掛かる普及啓発に努める。
- ④ 若年層に向けた労働力確保対策として、トラック運送業界及び職業としてのトラックドライバーに対するイメージや関心度の向上を図り、将来的な人材確保に資することを目的に、県内高校を中心に「物流出前授業」を実施するとともに、県立高校生学習活動コンソーシアムの活動を通じ

て、物流業界全般の啓蒙活動に努める。

- ⑤ 中高年層に向けた労働力確保対策として、神奈川労働局及びハローワークと連携した「貨物自動車運転手の合同面接会」及び「ハローワーク人材対策コーナーが実施する運輸業セミナー」を通じて、採用促進に向けた取組みを強化する。
- ⑥ 特定技能制度による外国人ドライバーの円滑な受入れに向けた対応を図る等多様な労働力の確保対策を促進するとともに、県内全域の会員事業者を対象とした「かながわトラック・job フェス」を継続して行う。

4. 広報委員会

(1) メディアを利用した広報活動の実施

- ① トラック輸送に関する周知を図るため、電波媒体、紙媒体等の各種媒体を利用した広報活動を行うとともに、ターゲットを明確とした広報活動も行なう。
- ② 協会活動の周知と理解を図るため、神ト協機関誌「神奈川トラック時報」を作成配布するとともに、ホームページにおいても公開し、タイムリーな情報を掲載する。
- ③ 情報提供をスピーディーに行うとともにSDGsを推進し、更なるGX・DX化を図り、会員事業者の利便性を向上させるとともに、一般県民に対しても広く情報を発信していく。また、SNSによる情報発信を積極的に行う。
- ④ トラック輸送の重要性や交通安全事故防止の啓発、人材確保に係る諸問題を広く周知するため、ラジオ・地元新聞・テレビ及び大型ビジョン、デジタルメディア等の各種媒体を利用した広報活動を行う。

(2) イベント活動を利用した広報活動の実施

- ① 交通安全を啓発するため、トラックの日に合わせて「交通安全こどもショー」を実施する。
- ② 地域貢献活動や業界周知活動として各ブロック・委員会等が参画するイベント等をサポートするため、資材やノベルティを作成・提供する。
- ③ トラック輸送の重要性や公共輸送機関としての理解を広めるため、協会キャラクターを用いた周知活動を展開する。

(3) 夢を運ぶトラックデザインコンテストの実施

- ① トラック輸送業界の周知とイメージアップを図るとともに交通安全を推進するため、神奈川県下の小学校児童を対象に絵画の募集、選考、発表を実施する。
- ② デザインコンテストにおいて入賞・入選した絵画を展示する作品展を開催し、児童及び保護者等に対して業界周知を実施する。

- ③ デザインコンテストにおいて入賞した絵画をもとに作品集を作成し、児童及び保護者等に対し業界周知を図る。
 - ④ 優秀な絵画作品をトラックの側面に貼り県内外を走行する「ラッピングトラック」を実施し、小学校児童、保護者、学校関係者が良き思い出となるラッピングトラックのお披露目を実施する。
- (4) ノベルティ寄贈事業の実施
- 神奈川県下の小学校の新入学児童等へ交通安全を啓発するため、ノベルティの寄贈事業を実施する。

5. 交通環境委員会

- (1) 「トラック事業における総合安全プラン2025の次期プラン及び「運輸安全マネジメント制度（交通安全関係）」の推進並びに関係法令の遵守
- ① 「トラック事業における総合安全プラン2025の次期プランの数値目標を達成するため、諸事業を推進する。
 - ② 会員事業者を対象に「運輸安全マネジメント制度（交通安全関係）」の普及・啓発を図るため、既存の研修会等において、当該制度並びに関係法令を周知徹底する。
- (2) 運転者の事故防止対策のための各種施策の実施
- ① 適性診断の受診促進並びに運転経歴証明書の有効活用を図るとともに、可搬型運転操作検査器（アクセスチェッカー）の貸出、利用を促進し、運転者教育を推進する。
 - ② 運行管理者・整備管理者研修の受講を促進する。
 - ③ 全ト協と連携し、「トラック事業における総合安全プラン2025の次期プランの数値目標を達成するため、交通事故防止に係る各種セミナーを開催する。
- (3) 運転者・管理者を対象とした交通安全教育の強化
- ① 交通安全意識の向上を図るため、「運転者研修会」を開催する。
 - ② 「安全教育訓練」の受講促進を図り、交通事故に対する予防策と安全運行に係る社内リーダーの育成を図る。
 - ③ トラックの初任運転者等について、運転者教育の強化を図るため、国土交通省の告示に基づき、実車を用いた「初任運転者安全教育講習」を開催するとともに、オンラインによる座学講習を開催する。
 - ④ 運転技術、交通安全意識の向上を図り、運転者の心技育成を推進するため、「運転者スキルアップ講習」を開催する。
 - ⑤ 超高齢社会を踏まえた高齢者事故の防止対策を図るため、「シニア運転者安全教育講習」を開催する。

- ⑥ 安全教育指導者の育成を図り、社内における安全教育の支援を積極的に推進するため、「安全教育リーダー養成講座」を開催する。
- ⑦ 交通安全対策等を推進するため、各種啓発物を作成する。
- (4) 飲酒運転及び悪質・危険運転、重大事故撲滅対策の推進
 - ① 飲酒運転の根絶を図るため、全ト協と連携して飲酒運転に対する会員事業者及び運行管理者、運転者の意識改革等を促進するとともに、営業所等における飲酒運転防止対策の着実な実施を促進する。
 - ② 重大事故を引き起こす悪質・危険運転の撲滅を図るため、諸事業を推進する。
 - ③ 重大事故に繋がる交差点事故並びに追突事故における交通事故防止対策を推進するため、諸事業を実施する。
 - ④ 車輪脱落事故防止対策を推進するため、全ト協と連携し、適切なタイヤの脱着作業並びに保守管理作業について周知徹底する。また、ホイールナットを規定のトルクで締め付ける「トルク・レンチ」の普及促進を図るため、導入費用の一部を助成する。
- (5) 地域社会の一員としての交通安全啓発活動の推進と交通安全教室の積極的な開催
 - ① 「各種交通安全運動キャンペーン」等に積極的に参加する。
 - ② 一般県民等の交通安全に対する意識の向上を図るため、小学生・中学生・高校生を対象にトラックを使用したスケアード・ストレイト方式を含む交通安全教室を関係機関と連携して開催する。また、これまで作成した交通安全に係る啓発物（DVD・チラシ等）の有効活用を促進し、交通安全意識の啓発を図る。
- (6) 事故防止意識の高揚を図るための諸施策の実施
関係団体等と共催する「事業用自動車事故防止コンクール」並びに全ト協が主催する「トラックドライバーコンテスト」を開催するとともに、交通事故防止対策に有効な情報等を提供する。
- (7) 安全機器等の導入促進・活用とデータを基にした事故要因分析に関する調査研究
 - ① 交通事故防止対策に効果のある「ドライブレコーダー装置」の普及拡大を図るため、導入費用の一部を助成する。
 - ② 交通事故防止対策に効果のある「EMS装置」「後方視野確認支援装置(バックアイ・バックセンサー)」「側方衝突監視警報装置」等の普及拡大を図るため、導入費用の一部を助成する。
 - ③ ドライブレコーダー装置に記録された映像を社内における安全教育に活用するため、「ドライブレコーダー活用講座」を開催する。また、当該講

座を通して、ドライブレコーダーを含む安全機器等の普及拡大を図るとともに、機器の有効活用を更に促進する。

- ④ 道路環境改善検討会（交通環境小委員会）において、交通事故等の発生要因である道路構造等についての要対策箇所を検討後、トラック業界としての要対策箇所を「神奈川県安全性向上委員会」等に提案し、要対策箇所の改善の一助を担う。
- ⑤ 警察庁が所管する貨物集配中の車両に係る駐車規制の見直しについて、「神奈川県警察本部」と連携し、駐車規制の緩和等に係る情報を提供する。

（８）環境対策支援事業の実施

- ① GXの実現に向け、環境対応車である天然ガス、ハイブリッド、電気及び燃料電池自動車の導入を促進するため、導入費用の一部を助成する。
- ② グリーン経営認証の新規認証取得事業者・更新事業者を対象に係る費用の一部を助成するとともに、関係機関と連携し、当該制度に係る研修会等の受講を促進する。
- ③ アイドリング・ストップの推進に有効な蓄熱マット等の導入費用の一部を助成する。

（９）省エネルギー・環境改善対策の推進

- ① 環境対策・安全確保・経営対策に効果的なエコドライブの普及促進を図るため、ドライバー向けエコドライブ講習会を開催する。また、エコドライブ診断器（セーフティナビ）を貸出し、広範的にエコドライブの意識を浸透させる。
- ② エコドライブに必要な日常行う車両の維持管理方法並びに環境に配慮した車両の使用方法を習得するため、日常点検講習を開催する。
- ③ 全ト協が策定した「トラック運送業界の環境ビジョン２０３０」のCO₂排出量削減に繋がる行動計画及びその他の環境活動の計画に係る取組みを推進する。
- ④ 車内ゴミのポイ捨て防止に係る対策を積極的に推進し、運転者のマナー及びモラルの向上を図るため、啓発物の作成・配布等、諸事業を実施する。
- ⑤ グリーン経営並びにアイドリング・ストップ、事故防止等に有効なキー抜きロープの普及推進を図る。
- ⑥ 燃料消費量及びCO₂排出量の削減に繋がる車両の適正な点検整備を推進するため、タイヤの空気圧を測定するタイヤゲージの普及促進を図る。
- ⑦ 全ト協と連携し、「トラック運送業界における点検整備推進運動」を推進する。
- ⑧ 行政並びに地方自治体等との連携を強化し、環境対策に係る諸施策・調

査に協力するとともに周知を図る。

6. 労働衛生・ブロック事業委員会

(1) 労働・衛生対策

- ① 健康に起因する事故防止を図るため、運転者の健康診断受診促進助成事業・睡眠時無呼吸症候群（SAS）スクリーニング検査助成事業・脳ドック受診促進助成事業を実施する。
- ② 健康診断受診率の向上を図るため、予約制による健康診断事業を実施する。
- ③ 健康診断結果に基づくフォローアップを促進するため、健康相談窓口等を開催する。
- ④ 健康に起因する事故防止対策及び労働・衛生対策の啓発活動の充実を図るため、研修会や調査研究を実施する。
- ⑤ 全日本トラック協会と連携して過労死等防止対策、健康状態に起因する事故及び健康増進・メンタルヘルス対策の普及促進を図る。
- ⑥ 労働・衛生対策に関する事項を全日本トラック協会及び他の委員会における取り組みとも連携し、会員及び荷主等に向けて啓発活動の推進を図る。
- ⑦ トラック輸送における取引環境・労働時間改善神奈川県地方協議会に参加するとともに、同協議会が進める労働時間改善や改正物流法等について、荷主を含めた周知PR事業を関東運輸局並びに神奈川労働局と連携して推進する。
- ⑧ 主に荷主先で発生している荷役災害等の防止対策を検討するため、労働局及び各労働基準監督署に設置されている連絡協議会に参加し、同協議会の進める調査や荷役災害の防止対策の取り組みを陸災防神奈川県支部と連携して推進する。
- ⑨ 全日本トラック協会と連携して、職場環境改善に向けた各事業者の取り組みを「見える化」し、求職者の運転者への就職を促進することを目的とした「運転者職場環境良好度認証制度」の取得促進助成事業を実施する。
- ⑩ 労務問題の取組を支援・促進するため、労務等相談窓口を実施する。
- ⑪ 経営者（管理者を含む）を対象とした以下の取り組みを実施する。
 - ・労務管理の知識向上、働き方改革の実現に向けた各種施策を実施する。
 - ・全日本トラック協会並びに陸災防神奈川県支部と連携し労働災害防止に関する啓発活動を実施する。

(2) 運行管理者試験対策事業の実施

運行管理者の資格取得を支援するために、運行管理者試験対策講座と動画配信を実施する。

(3) ブロックとの連携

- ① トラック協会が実施する各種事業をブロックで実施する際、その円滑な運営を支援する。
- ② トラック協会からの情報伝達、会員事業者からの意見収集及び会員事業

- 者相互の交流を図るため「ブロック懇談会」等を開催する。
- ③その他ブロックに関連する事項の検討

特別委員会

1. 大規模修繕対応特別委員会

神奈川県トラック総合会館の大規模修繕について計画・策定し円滑な実施を図る。

青年部会

- (1) 青年経営者並びに幹部社員の経営能力の向上及び管理監督能力強化のため、各種研修会を計画するとともに、ヒューマンネットワーク構築を目的とした各種交流会を企画・実施・支援する。
- (2) 各種社会貢献活動や地域イベント等を積極的に企画・実施・支援することを通して、青年経営者並びに幹部社員の資質向上、並びに公共的使命の達成及び地域社会との共生を目指す。
- (3) 全ト協や関ト協等関連の青年経営者団体と密接に連携し、各種会議や研修交流会等への参画を通して、専門的知識や広く豊かな教養を身に付け、広範な業界の諸問題について情報の共有化を図るとともに、全国レベルのネットワーク構築を図る。
- (4) 青年経営者並びに幹部社員育成の貴重な機会を次世代へ永続的に継承できるよう、事業全般の必要な見直しを随時行う。
- (5) 会員相互の親睦を深め、部会活動を活発化させる施策を検討・実施するとともに、併せて部会員の拡大を積極的に行う。

業種別部会

1. 海上コンテナ部会

- (1) 安全対策・環境対策・コンプライアンス対策の推進

事故防止対策を啓発するべく、「国際海上コンテナの陸上における安全輸送ガイドライン・マニュアル」の更なる浸透を図るとともに、上部団体・行政機関と連携し同ガイドライン研修会を開催するなど、事故防止に有益な情報展開を積極的に実施する。

また、環境保全の取組みである「グリーン経営認証制度」の周知のほか、横浜港脱炭素化推進港湾物流協議会への参画等、環境対策の推進について上部団体・行政機関等と連携し適切な対応を図る。

併せて、神ト協と連携しトラック適正化二法等への対応を行なうほか、貨物自動車運送事業法や車両制限令等業界関係法令の遵守及びS O L A S 条約に基づく港湾地域の保安強化策であるP S カードの適正利用を啓発するなどコンプライアンスの推進を図る。

また、車両制限令及び特殊車両通行許可制度における運用等について、手

続きの迅速化、制度の簡素化及び規制緩和等、上部団体・行政機関等と連携し要望活動を行う。

(2) コンテナ物流効率化に係る対応

コンテナ物流効率化に向け、港湾物流向け新システム「CONPAS」の運用について、関係する情報の提供を行うとともに、運用改善や他ターミナルへの横展開への検討等を行う「ICTを活用したコンテナ輸送効率化」の実証実験やシャーシシェアリング、オンシャーシデポ等、行政・港湾関係団体とともに更なる物流効率化に向けた諸施策の推進に努める。

(3) コンテナターミナルの混雑解消に向けた対応

長時間労働の是正及び法令遵守に向け適切に対応するため、港湾エリアにおける待機時間の把握につながるターミナルの混雑状況等必要な調査・把握を行うとともに、コンテナターミナルの混雑解消に向け、関係機関との連携・協議等を通じ、適切な対応を図る。また、コンテナ物流情報サービス(Colins)によるターミナルオープン時間等、情報共有の円滑化を促進する。

(4) ドライバー不足への取組み

国際海上コンテナ輸送業界におけるドライバー不足問題について、大型・牽引免許取得者の増加を図るため、神ト協と連携し免許取得助成を周知する等の取組みを行う。

(5) 災害時における緊急輸送等の協力

災害時における緊急輸送等の円滑化に資するために、神ト協等の出動要請に基づき国際海上コンテナ陸上輸送の特性を活かし積極的に協力する。

2. タンクトラック・高圧ガス部会

(1) 行政・関係機関からの情報収集を充実させ、安全対策に対して迅速な対応に努めるほか、コンプライアンス意識等の向上を図る。

(2) 輸送の効率化並びに輸送コストの低減をより推進するべく、業界を取巻く諸問題に対して調査研究及び対外研修を実施する。

(3) 危険物輸送等の事故防止対策並びに部会が抱える諸問題に対する研修を実施する。

(4) 環境保全問題に対する意識高揚に努め、関係団体等からの情報提供の充実を図る。

(5) 「標準的運賃」の更なる普及を推進していく他、部会員相互の連携強化を図る。

(6) 研修会等において、他県同種部会と連携しながら、部会組織を拡充・強化する。

(7) 全日本トラック協会・石油業関係団体等や(一社)日本化学工業協会「保安防災部会」と連携を図り、荷卸立会いキャンペーンを推進し、相互立会の重要性を納入先等に周知する。

3. 路線事業部会

(1) 物流DX・GX等の情報を調査・収集するとともに、その利用情報に基づき地方自治体と連携し、物流の効率化及び道路整備に向けての課題等に

- 関する研究を行う。
- (2) 業界の喫緊の課題である人手不足等への対応を図るため、一層の労働力確保及び育成・定着等の推進に努める。
 - (3) 長時間労働の是正及び取引環境の改善等働き方改革関連法への継続的な対応や商慣行の見直しを図るため、荷主企業等と連携し荷待ち時間の削減等に取り組み、法令遵守を徹底しながら運転者の労働条件の改善に資する。
 - (4) 交通及び労災事故防止対策の推進を図るため、関係機関と連携して情報を共有し対応に努める。
 - (5) 部会員の相互理解を深めるとともに、部会活動の活性化を図るため部会員の拡充を推進する。

4. 重量鉄鋼部会

- (1) 大型トラクタ・トレーラの事故防止を図り、安全運行を推進するため、上部団体と連携し、オンラインを含めた各種研修会に積極的に参画する。
- (2) 特殊車両通行許可等について、上部団体と連携し、関係行政機関との情報交換を行い、部会員へ車限令等法令遵守のための周知徹底を図るとともに、制度簡素化及び規制緩和要望を推進する。また、特殊車両通行制度、特車ゴールド制度に係る E T C 2. 0 及び重要物流道路に関する情報提供を行う。
- (3) 運行管理を徹底し飲酒運転の根絶を図り、重大事故を引き起こす悪質違反を防止するため「貨物自動車運送事業安全性優良事業所（Gマーク）」に積極的に参加し、事故削減目標などを定めた「トラック事業における総合安全プラン2030」を推進する。
- (4) 「働き方改革」における長時間労働対策及び取引環境の改善を図るため、関係団体等の情報を部会員へ提供する。
- (5) 適正運賃収受を推進するため、「新たな標準的運賃」について活用を促進する等、改正貨物自動車運送事業法について積極的な対応を図る。
- (6) 重量鉄鋼部会未加入事業者に対し、部会加入を積極的に推進する。

5. 生コン輸送部会

- (1) 神奈川県生コン輸送協会と連携して運転手を対象とした安全運転講習会を開催し、ミキサー車ドライバーにおける車両からの転落事故等を始めとした労働災害及び交通安全・事故防止の普及促進を図る。併せて、荷主団体と連携して県内の危険箇所について情報共有し、管理者を対象とした交通安全セミナーを実施し、交通事故防止の徹底に努める。
- (2) ミキサー車ドライバーの人材不足問題の対応及び人材流出防止対策として、荷主団体等と連携し労働環境の改善に努める。
- (3) 生コンクリート輸送業界の諸問題について議論し、出荷量の平準化や現場における安全管理の徹底等の諸問題の解決について検討する。
- (4) 環境対策・交通安全対策及びコンプライアンス経営の推進等に対して、部会員間の知識の向上を図り、以て業界諸問題を検討するよう努める。

- (5) 部会員間の情報の共有・連携強化を図るとともに、部会未加入の生コンクリート輸送事業者の加入促進を図り、部会組織の拡充に努める。

6. 自動車部品物流部会

(1) 各種研修事業等の開催

部会員の経営者及び管理者等を対象に、法改正や荷主対策をはじめとする業界課題への対応策や個々の知見を広げる事を目的として、視察研修会をはじめとした各種研修事業を開催する。また、部会員各社の会員間交流による情報共有や課題解決へ意識向上を目的とした意見交換会等を開催する。

(2) 部会員への対応の充実

行政機関からの法改正等の通達や、協会及び関係団体等からの運送業界に関する情報等について、部会員へ情報共有を円滑に行う事でサービスの充実に努める。

(3) 組織の拡充による活性化

組織を拡充し活性化を図る事を目的とし、協会未加入事業者への積極的な入会促進及び、部会加入への積極的な推進を行う。

7. 引越事業部会

- (1) 「引越事業者優良認定制度(引越安心マーク)」の積極的な取得を推進するとともに、本制度の認知度を向上させるため、広範的な周知活動を展開する。
- (2) 標準引越運送約款等、基礎知識の習得及び引越業界全体の品質向上を図るため、神ト協が主催する「引越講習」の受講促進を図る。
- (3) 引越事業者優良認定制度の認定要件である「安全性優良事業所(Gマーク)」の積極的な取得を推進し、コンプライアンスの促進を図る。
- (4) 一般消費者が安全・安心な引越サービスを受けられるよう、全ト協及び関係団体と連携し、引越に関する知識及び情報を提供する。
- (5) 一般消費者に安全・安心な引越サービスを提供できるよう、各種研修会及び調査研究等を展開し、引越業界における情報の共有及び品質向上を図る。
- (6) 引越繁忙期に係る取り組みとして、関係団体と連携し、一般消費者に対して引越時期の分散化について周知を図る。

8. 食品部会

- (1) 食品輸送業界の健全な発展のため、部会事業者従業員等の資質向上を目的とした人材育成への取り組みを推進する。
- (2) 食品輸送に関する情報をはじめ、安全運行・事故防止、省エネ等への取り組みを推進するため、積極的に情報提供を行う。
- (3) 食品輸送に係る車両についてコスト削減のための情報収集を進めるとと

もに食品輸送業務における温度管理をはじめとする品質管理の徹底について研究する。

- (4) 食品輸送事業者間の業態の理解を深め、効率的な融通配車等のパートナーシップを築くため、情報交換を積極的に行い部会員同士のネットワーク化を図るための方策を検討する他、実務担当者を対象とした各種施策を推進する。
- (5) 部会組織拡充のため、食品輸送事業者の部会加入を積極的に推進する。